

今お借り入れのあるプロパー融資の

経営者保証を解除

プロパー融資借換 特別保証制度のご案内

ご利用
いただける方

経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入がある法人

資格要件

以下のすべての要件を満たす法人

資産超過である

EBITDA有利子負債倍率^(※1)が10倍以内

法人・個人が分離されている

返済緩和している借入がない^(※2)

※1 EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

※2 申込日が危機関連保証の指定期間である場合、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間である場合は、要件の確認基準日について緩和措置があります。

取扱期間

令和6年3月15日～令和9年3月31日（保証申込受付分）

※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

プロパー融資借換特別保証制度の概要

保証限度額	2億8,000万円（組合等は4億8,000万円） 申込金融機関における保証限度額は、保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内とする。
責任共有制度	対象
対象資金	借換資金（申込金融機関における保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）のうち、経営者保証を提供している事業資金の借り換えに限ります。）
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合は1年以内 分割返済の場合は10年以内（据置期間1年以内）
担保	必要に応じて
保証人	不要（無保証人）
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45%～1.90%
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 財務要件等確認書、借換債務等確認書

借入時の要件があります

申込金融機関において、次のいずれかの要件を満たす必要があります。



- 経営者保証を提供せず、かつ保全のない保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）を借り入れること。
- 本制度による返済部分を除く保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ解除した借入について保全がないこと。

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください

埼玉県信用保証協会

さいたま営業部	保証一課	TEL 048-647-4721
	保証二課	TEL 048-647-4722
熊谷支店	保証課	TEL 048-521-5221
川越支店	保証一・二課	TEL 049-249-1681
春日部支店	保証課	TEL 048-731-7311